平成２３年（フ）第７６４６号
東京都新宿区上落合３丁目19―13
破産者　上村　節夫
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８０５０号
東京都板橋区赤塚７丁目７番２―503号
破産者　有限会社玉本商会
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８３１３号
神奈川県相模原市南区相模台１丁目16―17
破産者　横井　典代
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５５１号
東京都世田谷区中町３丁目27―１
破産者　樋之津幸子
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９２００号
千葉県千葉市若葉区みつわ台５丁目31―10―402、開始決定時の住所東京都台東区鳥越１丁目６―１　毎日新聞浅草橋販売所
破産者　阿部　正之
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６６０号
東京都立川市錦町１丁目10番25号
破産者　株式会社ライアス
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６６１号
沖縄県沖縄市字古謝977―９―205
破産者　橘　　寛高
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９７３１号
北海道室蘭市宮の森町４丁目６番７号
破産者　株式会社東販売
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９７９９号
東京都豊島区巣鴨４丁目26番16号
破産者　株式会社ラインアップ
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８００号
埼玉県草加市新里町1560―６―201
破産者　新田　厚三
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８１５号
東京都足立区西新井本町４丁目20―１
破産者　飯島　　正
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８８８号
東京都西多摩郡瑞穂町大字殿ケ谷752番地１
破産者　株式会社平成物流
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８８９号
東京都青梅市河辺町１―813―４―101、住民票上の住所東京都福生市大字熊川1065
破産者　大坪　嗣浩
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９０９号
東京都品川区南品川４―６―15―１号室、商業登記簿上の本店所在地東京都品川区大井３丁目14番７号
破産者　株式会社アップテンポ
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９３１号
東京都目黒区目黒本町６丁目９番20号
破産者　三正運輸株式会社
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９４３号
埼玉県川越市大字今福461番地２
破産者　有限会社富山設備
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９４４号
埼玉県川越市大字今福461―２　田園ハイツ３―106号室
破産者　富山　　豊
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９４８号
埼玉県川口市戸塚１丁目13番29―104
破産者　株式会社ビーシー・インターナショナル・ジャパン
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９５６号
東京都渋谷区渋谷１丁目10番地７号グローリア宮益坂Ⅲ1201
破産者　株式会社ダルク
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９５７号
東京都渋谷区神宮前４丁目12―５―501
破産者　宮　　義詔
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００６０号
茨城県守谷市本町415番地２
破産者　有限会社会工務舎
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００８４号
東京都渋谷区富ケ谷１丁目19番４号代々木パークビル401
破産者　株式会社マルーン・ジー
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部